

## 理由説明書

国立大学法人奈良女子大学長

今 岡 春 樹

## 1. 本件対象文書における不開示部分と不開示とした理由について

本件異議申立ての対象文書の「1-1 動物実験継続申請書」「1-2 動物実験計画審査願」について。

使用動物名の一部、動物実験の目的、動物実験方法、実験のカテゴリー、系統名については、キーワードや詳細な記述には、研究の独創性や独自性、着眼点などアイディアに相当する部分を多く含んでいることが認められ、一律に公にすることにより研究の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、研究の公正かつ能率的遂行を不当に阻害するおそれがあるため法第5条第四号本文ならびに同号ホにより不開示とした。

動物実験の目的については、キーワードや詳細な記述を不開示情報として区別して墨塗りなどすると、該当部分を除いた部分は記述として意味をなさず、有意義な情報が記録されていないと認められるため、法第6条第1項により欄内全てを墨塗りとした。

購入業者名の一部について、当該購入業者から公開について明確な反対意見が出され、その理由が当該業者が正当な営業を妨害される現実の可能性にあることに鑑みれば、公にすることにより、当該業者の競争上の地位その他の利益を害するおそれがあるため法第5条第二号イにより不開示とした。

また、当該業者の利益に支障が生じ、動物の取引が不可能又は困難になることにより、調査研究の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、調査研究の公正かつ能率的遂行を不当に阻害するおそれがあるため、法第5条第四号本文ならびに同号ホにより不開示とした。

本件異議申立ての対象文書の「3 動物実験終了報告書」「4-3 動物実験終了報告書」について。

研究課題、研究の成果の概要について、キーワードや詳細な記述には、研究の独創性や独自性、着眼点などアイディアに相当する部分を多く含んでいることが認められ、一律に公にすることにより研究の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、研究の公正かつ能率的遂行を不当に阻害するおそれがあるため法第5条第四号本文ならびに同号ホにより不開示とした。

なお、キーワードや詳細な記述を不開示情報として区別して墨塗りなどすると、該当部分を除いた部分は記述として意味をなさず、有意義な情報が記録されていないと認められるため、法第6条第1項により欄内全てを墨塗りとした。

## 2. 異議申立人の主張について

①本件異議申立ての対象文書の「1-1 動物実験継続申請書」「1-2 動物実験計画審査願」について。

使用動物名の一部、動物実験の目的、動物実験方法、実験のカテゴリー、系統名について、異議申立人は「選択式である実験のカテゴリーや実験方法が何故、研究の独創性や独自性、着眼点などアイデアに相当する部分を含むのか不明であるし、使用動物名の一部や系統名の開示についても、何故、研究の適正な遂行や能率的遂行を阻害するというまでのおそれがあるのか不明である。」と主張する。

しかしながら、選択式である実験のカテゴリーや実験方法、使用動物名の一部や系統名、であっても、個々の情報のみでは差し支えない情報であるかもしれないが、複数の情報を組み合わせることにより研究の独創性や独自性、着眼点などアイデアに相当する部分を推し量ることができるおそれがあるものであり、法第5条第四号本文ならびに同号ホに該当すると判断した。また、系統名については購入業者がわかるものでもあり、公にすることにより、当該業者の競争上の地位その他の利益を害するおそれがあるため法第5条第二号イにも該当する。

また、異議申立人は「動物実験の目的については、研究のプライオリティーに係わる最小限のキーワードを墨塗りにすべきであって、全部を墨塗りにするのは過剰防衛であり、行政機関／独立行政法人の保有する情報を原則公開するという情報公開法の趣旨に反し、例外規程の乱用である。」と主張する。

しかしながら、選択式である実験のカテゴリーや実験方法、使用動物名の一部と同様に複数の情報を組み合わせることにより研究の独創性や独自性、着眼点などアイデアに相当する部分を推し量ることができるおそれがあるものを含むキーワードを墨塗りにしたところ、該当部分を除いた部分は公開する意味をなさないものとなったため、法第6条第1項に該当すると判断し、全てを墨塗りとした。

購入業者名の一部について、異議申立人は「何故購入業者名を公開することが正当な営業を妨害される現実の可能性があるのか、また、当該業者の利益に支障が生じるのか、全く不明である。」と主張する。

しかしながら、検討中に本学から各購入業者に開示の可否を問い合わせたのに対し、当該購入業者からは、「実験動物を取り扱う企業、個人に脅威を与える個人、団体が存在することは事実であり、社名等の開示により、正当な利益が害される恐れが生じる。」「動物実験を反対する個人又は団体（各種愛護団体を含む）によって動物生産・販売会社等が標的となり強い圧力（株主、融資元、原料供給元等も標的とする圧力）を受け、倒産の危機に追い込まれた実例がある。社名及び動物の系統が開示されることは、会社そのものの存続危機に発展する恐れがある。」「動物愛護団体の一部過激派グループに情報が渡り、当社がターゲットにされ業務妨害及び従業員、その家族に対する危害を加えられる恐れが否定できない。」などの明確な反対意見があり、公にすることにより、当該業者の競争上の地位そ

の他の利益を害するおそれがあるため法第5条第二号イに該当すると判断した。

②本件異議申立ての対象文書の「3 動物実験終了報告書」「4-3 動物実験終了報告書」について。

研究課題、研究成果の概要について、異議申立人は「不開示情報については、研究のプライオリティーに係わる最小限のキーワードを墨塗りにすべきであって、全部を墨塗りにするのは過剰防衛であり、行政機関／独立行政法人の保有する情報を原則公開するという情報公開法の趣旨に反し、例外規程の乱用である。」と主張する。

しかしながら、動物実験の目的と同様に複数の情報を組み合わせることにより研究の独創性や独自性、着眼点などアイディアに相当する部分を推し量ることができるおそれがあるものを含むキーワードを墨塗りにしたところ、該当部分を除いた部分は公開する意味をなさないものとなったため、法第6条第1項に該当すると判断し、全てを墨塗りとした。

以上